

新潟縣

公民館月報

(昭和33年3月18日第三種郵便物認可)

昭和40年4月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会

[新潟市一番堀通町・県教育厅社会教育課内]

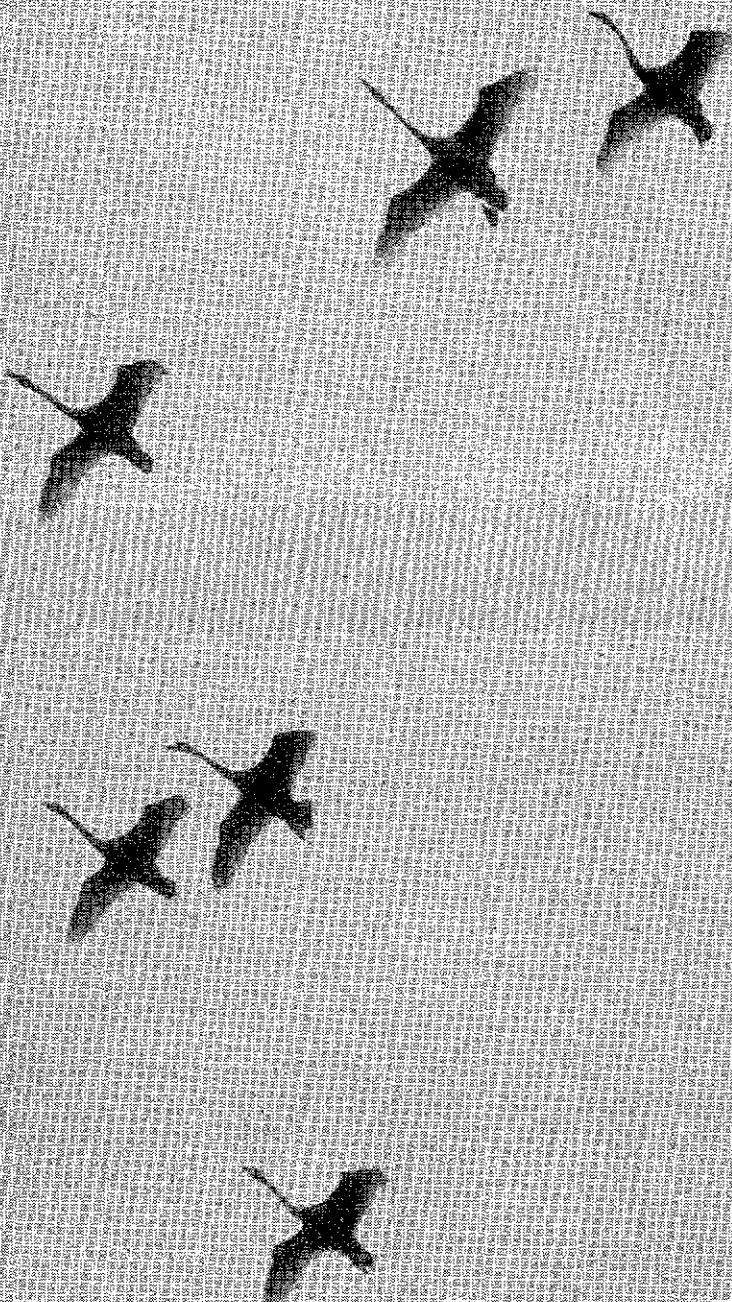
[電話(新潟) 05511の624]

[振替(新潟) 4094]

発行人 飛田一郎

(定価 1部15円)

4月号 (146号)



飛ひたつ 撮影 本田清

県社会教育の人事移動

ベテラン級が入れかわる

四月の人事異動で、県社会教育関係者の多數

が入れかわった。婦人教育大八年、この道の第一人者として知られた高橋八ナ社教主事は

木越小学校長。青少年教育のエキスパート山田

裕哉社教主事は湯之谷第一中学校長。新聞人か

ら転じ、長年県の文化振興を担当した坂爪社教主

事は新津高校教諭。行政指導で温厚な人柄を愛

されていた桑原方太郎社教主事は小千谷小学校

長にそれぞれ転じた。

かわりに、保育教諭事務、訪問集会で知ら

り。その他のおもなむけ教育関係移動者は次のとく

栄転した社教関係者

学校へ

(順不同)

東頼松・山小学校長(中越教育事務所社教主事)相沢喜蔵氏
北島第一湯之谷中学校長(教育厅社教主事)山田鉄也氏
柏崎市西中学校長(上越教育事務所社教課長)北島良吉氏

高橋義林小学校長(教育厅下越教育事務所社教主事)小林誠氏
長岡大穂小学校長(中越教育事務所社教課長)丸山久夫氏

小千谷市小千谷小学校長(中越教育事務所社教主事)桑原方太郎氏
小千谷市北川小学校長(中越教育事務所社教主事)佐藤德治氏

民生部青少年対策室副室長(下

事務所社教主事)佐藤德治氏

小千谷市立木越小学校長(中越教育

事務所社教主事)佐藤德治氏

高橋ハナ子(中越教育事務所社教主事)

甲田敏郎氏

下越教育事務所長(中越教育事務所社教主事)

甲田敏郎氏

西蒲原郡小学校長(下越教育事務所社教主事)

鈴木正雄氏

三島天津小学校長(中越教育事務所社教主事)

鶴沢康次氏

所行雄比(中越教育事務所社教主事)

桑原行雄氏

着任

佐藤喜蔵氏

知事部局へ

民生部青少年対策室副室長(下

事務所社教主事)相沢喜蔵氏

中越教育事務所社教主事(下)高橋義

山氏

小千谷市立木越小学校長(中越教育

事務所社教主事)佐藤喜蔵氏

木越小学校長(教育厅下越教育事務所社教主事)

高橋ハナ子

西蒲原郡小学校長(下越教育事務所社教主事)

鈴木正雄氏

新潟市立木越小学校長(下越教育事務所社教主事)

鈴木正雄氏

小千谷市立木越小学校長(下越教育事務所社教主事)

鈴木正雄氏

下越教育事務所長(下越教育事務所社教主事)

鈴木正雄氏

社会教育課社教主事(青少年教諭事務)

柴野清一氏

社会教育課社教主事(青少年教諭事務)

柴野清一氏

社会教育課社教主事補(漢小教諭) 星川義之氏

教諭 柴野清一氏

下越教育事務所佐渡出張所社教主事(下越同社教主事) 同社教主事(下越同社教主事) 同社教主事(下越同社教主事)

社会教育課課長 長崎多助

社会教育課課長 長崎多助

昭和四十年度 県社教課事務分掌表

四年四月

係別 分掌事務 五年任副任

居務係 1係務の総括整理に関する事務

2公司の管轄に関すること

3課内の管理に関する事務

4他の所管に屬すること

5予算の編成決算に関する事務

6予算の合意及び事務所に対する事務

7課員の昇給、昇格その他人事務

8社会教育課体験費補助金事務に関する事務

9社会教育課印譲渡に関する事務

10社会教育法施行令に関する事務

11社会教育法設置基準に関する事務

12公民館運営に関する事務

13新年度の運営、社教委の必摺について

14青年校級競輪法に関する事務

15通達「公民館運営の取扱い」について

16年間の運営、社教委の必摺について

17年間の運営、公民館運営の取扱いについて

18年間の運営、公民館運営の取扱いについて

19年間の運営、公民館運営の取扱いについて

20年間の運営、公民館運営の取扱いについて

21年間の運営、公民館運営の取扱いについて

22年間の運営、公民館運営の取扱いについて

23年間の運営、公民館運営の取扱いについて

24年間の運営、公民館運営の取扱いについて

25年間の運営、公民館運営の取扱いについて

26年間の運営、公民館運営の取扱いについて

27年間の運営、公民館運営の取扱いについて

28年間の運営、公民館運営の取扱いについて

29年間の運営、公民館運営の取扱いについて

30年間の運営、公民館運営の取扱いについて

31年間の運営、公民館運営の取扱いについて

32年間の運営、公民館運営の取扱いについて

33年間の運営、公民館運営の取扱いについて

34年間の運営、公民館運営の取扱いについて

1無形文化財に関する事務

2刀剣鑑定事務に関する事務

3記念物に関する事務

4文化財保護審議会に関する事務

5文化財保護監査事務

6文化財保護監査事務

7文化財保護監査事務

8文化財保護監査事務

第十三回全国公民館大会の「宣言決議文」を読んだ。社会教育法が施行され、「公民館」という名称が公認され、十五年を経過したが、形的なものになってしまい、大の遠吠の城を脱しなかったのではないか。雲上の立場に立って、自己満足の理論を斗わせ、これが結論であると、いふ言ふ決議しても、対象地域における問題は解決されない。全国大会の決議文を参考してみよう。御批判を頂きたい。

施設の整備について

公民館を義務設置とすること

去年高田市において行なわれた第五回新潟県公民館大会の要項(一六頁)に、県内の公民館の設置状況が掲載されている。これによれば、二〇五本館中、独立の館建物を有しているのはわずか六三館で、設置率一〇〇%を誇る新潟県においては、開館に過ぎないものである。むしろ、文部省告示の基準を最も高いとして、公民館を設置するならば、国から多額の援助を受けるなければならない市町村が相当あると予想される。国においては、文部省基準の一〇〇坪を、坪当の半額である一千円とするなど、そのうら三分の一補助として三百万円、残り七割補助として、四十九万円、残金二〇万円が市町村の当該年支出にあつて、一うちのを考えてみなければならない。

八二館では五億四千六百万円の補助金と、九億八千一百十萬円の起債額が必要となる。これが新潟県だけであるから

いのではなかろうか。それは、当はじめ教員機関の建物の必要性を多くの人々に認識させるのが、まずは運営と身分は確立されている。しかし身分、待遇の問題には、必ず資格の裏付が重要な位置がある。しゃくら今からこの課題を行なうことが第3回議が、公民館、体育館、図書館、博物館、青年の会などを総合した社会教育会館(仮称)の方が良策なのか検討を加える必要がある。となると、公民館整備局からも法改正にも関わわれるのはどの纏において公民館

にかかる事項ではないが、そのためににはわれど明日起らしくや今日今からこの課題については、社会教育主事についている。社会教育主事として任命した場合、明日起らしくや今日今からこの課題には、教育公務員特別法第二条一項であり、公民館活動の本命ともいっている。公民館係者あるいは家なき会員が、公民館マニアの一人相撲にて行なうことなどが第3回議が、公民館、体育館、図書館、博物館、青年の会などを総合した社会教育会館(仮称)の方が良策のか検討を加える必要がある。となると、公民館整備局からも法改正にも関わられるが、それが良策のか、技術職員か、あるいは、指導主事か、技術職員か、その他の

事務職員か、技術職員か、その他をとまっている。そこで、公民館主事は、事務職員か、技術職員か、あるいは、指導主事として任命した場合、明日起らしくや今日今からこの課題においては、教育公務員特別法第二条一項に規定しているのだから、教育公務員会が、この法律に基づいた教育公務員として「教育職員給料表」を適用する事が当然であり、もじれが適用されないと、教員が適用されないならない。公務員が勤務するのであるが、その仕事に対する必要があるのではないか。たとえば、「法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、」

（2）法第二十七条に新たに公民館主事について非常な問題があるものでなければならぬ。行政指導なら報告する必要があるのではないか。たとえば、「法第七十条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、」

職員の充実について

公民館主事の必置制と職員の待遇改善、

主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

（2）法第二十七条に新たに公民館主事について非常な問題があるものでなければならぬ。行政指導なら報告する必要があるが、その仕事に対する必要があるのではないか。たとえば、「法第七十条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、」

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

管理者は親心示せ

杉野哲次

身分保障の確立

決議文には「公民館主事の必置制法改正し財政的措置をせよ」と書いてある。

制度改正し財政的措置をせよ」と書いてある。

文社第一八三号（昭和三十四年四月三十日）

（通達）

都道府県教育委員会設立改訂社會教育解説より

四、公民館の主事及び運営要識

の確立と待遇の向上を図ることになったので、市町村においては、定款条例、給手規則等に公民館主事を明確にすることとしている。その館の内側や、教務事務局職員（特に社教係）との関係が複雑と思われるが、自分なりに考究する

ところ、文部省令第十九号第五条（職員）2

公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもつて充てるよう努めるものと

規定する。したがって、公民館主事の身分、資格は、國庫運営費を算入した場合の取扱い、その他の行政指導等の結果を考慮する必要がある。一方で、市町村当局、市町村教育委員会等による依存主義的自己満足への努力をはさねばならない。そのためには、公民館の運営資金をもつて充てるよう努めるものと規定する。

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

（2）法第二十七条に新たに公民館主事の職務を明記し、その地位と職員の待遇改善、

